

稲作農業の体質強化緊急対策事業

【20,004百万円】

対策のポイント

米価変動にも対応できるよう稲作農業の体質を強化するため、稲作農業者が取り組む生産コスト低減の取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・米価下落の中でも、営農を継続していくためには、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の着実な推進とあわせて省力栽培技術等の導入により、生産コストを低減するとともに、需要拡大等を推進し、稲作農業の体質強化を図ることが重要です。
- ・また、「日本再興戦略」や「農林水産業・地域の活力創造プラン」においては、今後10年間で、資材・流通面等で産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを現状全国平均比4割削減することとされています。
- ・このため、稲作農業者が取り組む生産コスト低減の取組を緊急的に支援するとともに、稲作産地の主体的な取組により需要に応じて生産・販売できる環境を整備することが必要です。

政策目標

担い手の米の生産コストを平成23年産全国平均から4割削減(平成35年度)

<主な内容>

稲作農業者が、生産コスト低減計画を策定し、この計画に基づき行う取組（肥料・農薬代などの資材費の低減や育苗作業などの労働時間の短縮を図る取組、直播栽培、農業機械の共同利用）を支援します（資材費の低減や労働時間の短縮を図る取組の場合、1haで3万円、さらに1ha増える毎に2万円の助成等）。

また、産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、主食用米を長期計画的に販売する取組、輸出用向けや業務用向け等の販売促進等の取組、非主食用への販売の取組を実施する場合に支援します（値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外）。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：都道府県農業再生協議会等

[お問い合わせ先：生産局穀物課（03-3597-0191）]

稲作農業の体質強化緊急対策事業

取組主体

農地中間管理機構から
農地を借り受ける農業者

認定農業者

認定新規就農者

集落営農

人・農地プランに
位置づけられた
地域の中心となる経営体

農業者が組織する団体

稲作農業者が米の生産コスト低減に向け、
生産コスト低減計画を策定

計画に基づき生産コスト低減の取組を実施

A 肥料・農薬代などの資材費の低減や育苗作業などの労働時間の短縮を図る取組を2つ以上実施

助成金額(万円)		
1ha未満	1ha以上2ha未満	2ha以上
2.0	3.0	1ha単位で2万円ずつ増

※:20ha以上は41万円に固定

B 直播栽培の実施

助成金額(万円)		
1ha未満	1ha以上2ha未満	2ha以上
5.0	7.5	1ha単位で5万円ずつ増

※:20ha以上は102.5万円に固定

C 農業機械の共同利用

助成金額(万円)				
7ha未満	7ha以上 10ha未満	10ha以上 15ha未満	15ha以上 20ha未満	20ha以上
25.0	42.5	62.5	87.5	125

※:集落営農又は農業者が組織する団体が対象

米価変動にも
対応できるよう
稲作農業の
体質を強化

担い手の米の
生産コストを平成
23年産全国平均か
ら4割削減
(平成35年度)

このほか、需要に応じて販売できる環境を整備するため、産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、主食用米を長期計画的に販売する取組、輸出用向けや業務用向け等の販売促進等の取組、非主食用への販売の取組を実施する場合に支援。